

八景中学校PTA 個人情報取扱規則

(目的)

第1条 三田市立八景中学校PTA（以下、「本会」という。）が保有する個人情報の適正な取り扱いと活動の円滑な運営を図るため、個人の権利・利益を保護することを目的に、PTA役員名簿及びその他の個人情報データベース（以下、単に、「個人情報」という。）の取り扱いについて定めるものとする。

(責務)

第2条 本会は個人情報保護法に関する法令を遵守するとともに、PTA活動において個人情報の保護に努めるものとする。

(管理者)

第3条 本会における個人情報の管理者は、PTA会長とする。

(取扱者)

第4条 本会における個人情報の取扱者は、PTA役員とする。

(秘密保持義務等)

第5条 個人情報の管理者・取扱者は、職務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(収集方法)

第6条 本会は、個人情報を収集するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を定め、本人に明示する。なお、要配慮個人情報などを収集する場合は、あらかじめ本人の同意を得る。

(利用)

第7条 取得した個人情報は、次の目的のために利用する。

- (1) 役員や委員会等の名簿作成
- (2) 会費集金、管理、その他の文書の送付
- (3) PTA広報誌等への写真・記事などの掲載
- (4) ボランティアの募集
- (5) アンケートの回収
- (6) アプリでの利用

(利用の制限)

第8条 本会は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条に規定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

(管理)

第9条 個人情報は、管理者又は取扱者が保管し、適正に管理する。

- 2 不要となった個人情報は、管理者の了解を得た上で、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

(保管及び持ち出し等)

第10条 個人情報を取り扱う電子機器等については、ウイルス対策ソフトを入れるなど適正な状態で保管することとする。また、持ち出す場合は、電子メールでの送付も含め、ファイルにパスワードをかけるなど適切に行うこととする。

(第三者提供の制限)

第11条 個人情報は次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 生命、身体又は財産の保護のために必要な場合
- (3) 公衆衛生の向上又は生徒の健全育成の推進に必要な場合
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

(情報開示など)

第12条 本会は、本人からの個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

(漏えい時の対応)

第13条 個人情報の漏えいなど(紛失含む)したおそれがあることを把握した場合は、直ちに管理者に報告する。

(苦情の処理)

第14条 本会は、個人情報の取り扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(改正)

第15条 本規則は、全体委員会において出席者の過半数の賛成があれば改正することができる。出席者には、オンラインでの参加者も含めることができる。

(付則)

第16条 本規則は、平成30年4月27日より施行する。

令和5年12月8日 一部改正(施行日:令和6年4月1日)